

第1四半期報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

カヤバ工業株式会社

(E02147)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
(1) 【株式の総数等】	8
① 【株式の総数】	8
② 【発行済株式】	8
(2) 【新株予約権等の状況】	8
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	8
(4) 【ライツプランの内容】	8
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	8
(6) 【大株主の状況】	8
(7) 【議決権の状況】	9
① 【発行済株式】	9
② 【自己株式等】	9
2 【役員の状況】	10
第4 【経理の状況】	11
1 【四半期連結財務諸表】	12
(1) 【四半期連結貸借対照表】	12
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	14
【四半期連結損益計算書】	14
【第1四半期連結累計期間】	14
【四半期連結包括利益計算書】	15
【第1四半期連結累計期間】	15
【注記事項】	16
【セグメント情報】	19
2 【その他】	20
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	21
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月6日
【四半期会計期間】	第92期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	カヤバ工業株式会社
【英訳名】	KAYABA INDUSTRY CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 白井 政夫
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル
【電話番号】	03（3435）3511（代表）
【事務連絡者氏名】	経理本部経理部長 藤原 宏之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル
【電話番号】	03（3435）3584
【事務連絡者氏名】	経理本部経理部長 藤原 宏之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第91期 第1四半期連結 累計期間	第92期 第1四半期連結 累計期間	第91期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高(百万円)	77,922	83,058	305,752
経常利益(百万円)	4,540	5,307	13,561
四半期(当期)純利益(百万円)	3,105	3,253	7,789
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	942	7,198	16,060
純資産額(百万円)	102,205	122,516	116,435
総資産額(百万円)	301,114	332,787	327,912
1株当たり四半期(当期)純利益金 額(円)	14.05	14.72	35.24
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	—	—	—
自己資本比率(%)	33.2	35.8	34.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

当社は、平成25年6月28日付にて伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社との間で、インドネシア共和国における中型ショベル用油圧シリンダーの製造・販売を目的とした合弁会社を共同で設立する合弁事業契約書を締結しております。

合弁会社の概要は以下の通りです。

商号	PT. KYB HYDRAULICS MANUFACTURING INDONESIA
所在地	インドネシア・ブカシ県
設立	2013年10月（予定）
資本金	US\$ 15,000千
出資比率	当社 75% 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 25%
主な事業内容	油圧機器の製造販売

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中に記載した将来に関する事項は、当四半期報告書提出日（平成25年8月6日）現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、円高の是正や株価上昇等により、製造業を中心とした企業収益に改善が見られ緩やかな回復過程にあることが確認されています。世界経済は、米国においては個人消費の拡大や住宅市況の好転による景気回復が認められる一方、欧州では債務問題が長期化し中国等の一部の新興国では成長鈍化等により、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当第1四半期連結累計期間における当社グループの売上高につきましては、830億円と前第1四半期連結累計期間に比べ51億円の増収となりました。これは、海外での自動車向け製品販売の増加および為替の影響等によるものであり、前第1四半期連結累計期間に比べ6.6%の増加となりました。

営業利益につきましては、グループ全体で原価低減活動を主とする事業構造改革を進めてまいりましたが、前第1四半期連結累計期間と同水準の48億51百万円となりました。

また、四半期純利益につきましては、前第1四半期連結累計期間に比べ1億48百万円増益の32億53百万円となりました。

当第1四半期連結累計期間におけるセグメントの業績は以下のとおりです。

なお、以下の説明における各セグメントの売上高は、外部顧客に対するものであり、各セグメントのセグメント利益はセグメント間取引消去前のものであります。

① AC（オートモーティブコンポーネンツ）事業セグメント

当セグメントは、日本の自動車業界において円安による輸出増加があったものの、エコカー補助金終了により需要が停滞し、売上高は前第1四半期連結累計期間と比べ若干下回る結果となりました。一方、海外では需要が回復し、自動車の生産が増加した影響による四輪車用油圧緩衝器の増加および為替の影響により売上高は増加しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は523億円と前第1四半期連結累計期間に比べ15.7%の増加となり、営業利益は32億42百万円と前第1四半期連結累計期間に比べ11億41百万円の増益となりました。

② HC（ハイドロリックコンポーネンツ）事業セグメント

当セグメントは、日本の建設機械市場において排気ガス規制、消費税増税前の駆け込み受注および為替の適正化等により需要増加があったものの、中国市場でのショベル需要低迷が大きく影響し、産業用油圧機器を中心に売上高は減少しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は275億円と前第1四半期連結累計期間に比べ8.0%の減少となり、営業利益は16億16百万円と前第1四半期連結累計期間に比べ9億88百万円の減益となりました。

③ 特装車両事業およびその他製品

当セグメントは、引き続き震災復興によるコンクリートミキサ車の需要増加により売上高が増加しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は31億円と前第1四半期連結累計期間に比べ15.5%の増加となり、営業利益は12百万円となりました。

財政状態につきましては、総資産が3,327億円と前連結会計年度末に比べ48億円の増加となりました。流動資産は売上高の増加により受取手形及び売掛金が増加し、16億円増加の1,715億円となりました。固定資産は新規設備投資や連結子会社への組入れにより有形固定資産が増加し、31億円増加の1,612億円となりました。

負債は売上高増加に伴い支払手形及び買掛金が増加しましたが、設備関係支払手形、未払金等の減少により12億円減少の2,102億円となりました。

純資産は四半期純利益による利益剰余金の増加、為替換算調整勘定の増加等により、前期末に比べ60億円増加の1,225億円となりました。

(2) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

i) 「中期的経営戦略」による企業価値向上への取組み

当社は『KYBグループ力をもって、グローバルで戦い、世界で勝つ』をスローガンに掲げ、平成23年度から平成25年度を対象期間とする中期会社方針を策定しており、体質強化のための原価低減活動を通じて鍛え上げてきた筋肉を成長戦略に振り向け、グローバルで高い利益を稼げる企業を目指しております。

具体的施策は以下のとおりです。

(a) AC（オートモーティブコンポーネンツ）事業

海外事業と市販ビジネスの拡大

(b) HC（ハイドロリックコンポーネンツ）事業

グローバルでの生産体制整備（特に中国増産体制整備）

(c) 電子技術の強化

設立された電子技術センターにて車載用電子制御技術の蓄積

(d) 人材育成

グローバル成長戦略を支える世界の何処でも戦える人材の確保

(e) 技術・商品開発

国内開発拠点の強化と海外拠点開発体制の確立

(f) モノづくり

リードタイム半減活動による棚卸資産低減と生産性向上

(g) マネジメント

欧州・中国・北米地域統轄体制を構築して統轄会社の権限を高め、地域での意思決定を迅速化

ii) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社およびグループ企業の価値の継続的増大を目的に、コーポレート・ガバナンスを強化し、経営の健全性の向上に努めてまいります。

(a) 役員と従業員が企業活動を遂行する上で遵守しなければならないルールとして「企業行動指針」を整備し、法令遵守と企業倫理の確立に努めております。全グループ企業を対象とする社内通報制度（即報・目安箱）を整備し、さらに公益通報者保護法の施行を受け、専用の通報・相談窓口を設置しております。

(b) 当社は監査役会設置会社を採用しております。当社取締役会は原則として1ヶ月に1回開催（監査役も毎回出席）し、取締役会規則に定められた詳細な付議事項について積極的な議論を行っております。また、監査役会は、監査役のうち2名を社外監査役とし、監査の透明性、公平性を確保しております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な向上又は確保を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、従業員および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模な買付行為がなされたときに、大規模な買付を行う者の提示する当社株式の取得対価が当社の企業価値ひいては株主共同の利益と比べて妥当か否か、を株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模な買付を行う者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模な買付を行う者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模な買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を平成25年6月25日開催の第91期定時株主総会において株主の皆様のご承認を賜り継続しております。これにより、大規模な買付行為に際しては、大規模な買付を行う者から事前に情報が提供され、当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模な買付行為に対する当社取締役会としての意見を、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら慎重に検討したうえで公表いたします。さらに、当社取締役会は、必要と認めれば、大規模買付提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模な買付を行う者の提案と当社取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。

当社は、この買収防衛策の詳細を平成25年5月21日付で「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続について」として公表致しました。この適時開示文書の全文は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.kyb.co.jp>）に掲載しております。

④上記②③の取組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、上記②③の施策を実施しております。これらの取組みは、上記①の基本方針の内容の実現に資するものであり、また、以下の諸点に照らして、上記①の基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

i) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

当社買収防衛策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

ii) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

当社買収防衛策は、当社株式に対する大規模な買付行為がなされた際に、当該大規模な買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

iii) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社買収防衛策における対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように当社買収防衛策の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

iv) 株主意思を重視するものであること

当社買収防衛策は、平成25年6月開催の第91期定時株主総会でのご承認により継続したものであり、株主の皆様のご意向が反映されております。

また、当社買収防衛策は、有効期間の満了前であっても、株主総会において、当社買収防衛策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、その時点で変更又は廃止されることになり、株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

v) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

当社買収防衛策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、当社買収防衛策を廃止することが可能です。従って、当社買収防衛策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当

社は期差任期制を採用していないため、当社買収防衛策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、14億76百万円であります。報告セグメントごとの内訳は、AC（オートモーティブコンポーネンツ）事業で9億39百万円、HC（ hidroリックコンポーネンツ）事業で4億95百万円となります。

なお、当第1四半期連結累計期間において記載すべき重要な事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	491,955,000
計	491,955,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	222,984,315	222,984,315	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	222,984,315	222,984,315	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	—	222,984	—	19,113	—	4,800

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 1,947,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 220,415,000	220,415	—
単元未満株式	普通株式 622,315	—	—
発行済株式総数	222,984,315	—	—
総株主の議決権	—	220,415	—

(注) 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,000株（議決権2個）含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
カヤバ工業株	東京都港区浜松町二丁目4番1号	1,947,000	—	1,947,000	0.87
計	—	1,947,000	—	1,947,000	0.87

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	33,530	31,512
受取手形及び売掛金	※3 77,834	※3 80,579
製品	21,814	22,155
仕掛品	11,647	13,193
原材料及び貯蔵品	8,607	8,736
繰延税金資産	4,194	5,008
短期貸付金	3,051	48
その他	9,597	10,768
貸倒引当金	△436	△476
流動資産合計	169,841	171,526
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	39,417	41,643
機械装置及び運搬具（純額）	47,198	49,498
土地	24,335	25,828
リース資産（純額）	2,036	2,115
建設仮勘定	15,687	13,703
その他（純額）	2,794	2,851
有形固定資産合計	131,469	135,640
無形固定資産		
のれん	4	734
ソフトウェア	114	117
その他	1,129	1,161
無形固定資産合計	1,247	2,014
投資その他の資産		
投資有価証券	21,104	19,395
繰延税金資産	2,451	1,913
その他	1,859	2,360
貸倒引当金	△62	△62
投資その他の資産合計	25,353	23,606
固定資産合計	158,071	161,261
資産合計	327,912	332,787

(単位：百万円)

前連結会計年度
(平成25年3月31日)

当第1四半期連結会計期間
(平成25年6月30日)

負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 58,558	※3 61,263
短期借入金	47,200	48,533
リース債務	401	419
未払金	11,637	10,639
未払法人税等	1,466	2,844
設備関係支払手形	※3 9,453	※3 5,390
製品保証引当金	3,605	3,474
賞与引当金	—	2,119
役員賞与引当金	147	105
その他	15,191	14,365
流動負債合計	147,661	149,156
固定負債		
長期借入金	45,719	42,876
リース債務	1,683	1,748
再評価に係る繰延税金負債	3,965	3,965
退職給付引当金	10,404	10,511
役員退職慰労引当金	70	66
環境対策引当金	222	220
資産除去債務	390	392
その他	1,359	1,333
固定負債合計	63,814	61,114
負債合計	211,476	210,271
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,113	19,113
資本剰余金	21,009	21,009
利益剰余金	67,216	69,530
自己株式	△549	△551
株主資本合計	106,790	109,101
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,121	3,916
土地再評価差額金	5,316	5,316
為替換算調整勘定	△2,018	947
その他の包括利益累計額合計	6,419	10,180
少数株主持分	3,225	3,234
純資産合計	116,435	122,516
負債純資産合計	327,912	332,787

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	77,922	83,058
売上原価	62,689	66,021
売上総利益	15,233	17,037
販売費及び一般管理費	10,373	12,185
営業利益	4,859	4,851
営業外収益		
受取利息	39	45
受取配当金	160	405
為替差益	—	373
受取技術料	35	8
持分法による投資利益	139	—
補助金収入等	58	15
その他	268	205
営業外収益合計	701	1,053
営業外費用		
支払利息	404	418
為替差損	519	—
持分法による投資損失	—	33
その他	96	146
営業外費用合計	1,021	598
経常利益	4,540	5,307
特別利益		
固定資産売却益	4	4
特別利益合計	4	4
特別損失		
固定資産処分損	40	70
投資有価証券売却損	—	0
投資有価証券評価損	8	—
特別退職金	5	1
特別損失合計	54	72
税金等調整前四半期純利益	4,490	5,239
法人税、住民税及び事業税	2,118	2,497
法人税等調整額	△850	△633
法人税等合計	1,267	1,864
少数株主損益調整前四半期純利益	3,222	3,375
少数株主利益	117	121
四半期純利益	3,105	3,253

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,222	3,375
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△720	794
為替換算調整勘定	△1,635	2,738
持分法適用会社に対する持分相当額	75	290
その他の包括利益合計	△2,280	3,823
四半期包括利益	942	7,198
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	894	7,014
少数株主に係る四半期包括利益	47	184

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用範囲の変更)

当第1四半期連結会計期間より、KYB CHITA Manufacturing Europe s.r.o.、KYB Mexico S.A. de C.V.、KYB Motorcycle Suspension India Pvt. Ltd.、KYB-Conmat Pvt. Ltd.は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 保証債務残高

関係会社の金融機関からの借入金に対する保証

前連結会計年度 (平成25年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)	
KYB-Mando do Brasil Fabricante de Autopeças S. A.	1,266百万円	KYB-Mando do Brasil Fabricante de Autopeças S. A.	1,349百万円
(EUR)	10百万	(EUR)	10百万
P. T. Chita Indonesia	4	P. T. Chita Indonesia	3
(RP)	420百万	(RP)	345百万

2. 受取手形割引高および裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形割引高	35百万円	46百万円
受取手形裏書譲渡高	482	531

※3. 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当四半期連結会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	421百万円	350百万円
支払手形	326	169
設備関係支払手形	449	755

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）およびのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	3,245百万円	3,869百万円
のれんの償却額	0	38
負ののれんの償却額	△0	△0

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,105百万円	5円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	884百万円	4円00銭	平成25年3月31日	平成25年6月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	A C事業	H C事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	45,237	29,944	75,181	2,741	77,922	—	77,922
セグメント間の内部売上高又は振替高	542	640	1,182	272	1,455	△1,455	—
計	45,780	30,584	76,364	3,013	79,378	△1,455	77,922
セグメント利益 (営業利益)	2,101	2,604	4,705	118	4,824	35	4,859

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない特装車両事業およびその他の製品を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額35百万円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	A C事業	H C事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	52,342	27,550	79,893	3,164	83,058	—	83,058
セグメント間の内部売上高又は振替高	661	626	1,288	478	1,766	△1,766	—
計	53,004	28,177	81,182	3,642	84,824	△1,766	83,058
セグメント利益 (営業利益)	3,242	1,616	4,858	12	4,871	△19	4,851

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない特装車両事業およびその他の製品を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額△19百万円は、セグメント間取引消去であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「その他」において、当第1四半期連結会計期間にKYB-Conmat Pvt. Ltd. を新たに連結子会社としたため、のれんが増加しました。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第1四半期連結累計期間においては769百万円です。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	14円05銭	14円72銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,105	3,253
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,105	3,253
普通株式の期中平均株式数(千株)	221,049	221,034

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年8月6日

カヤバ工業株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金塚 厚樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 植草 寛 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 圭司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているカヤバ工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、カヤバ工業株式会社及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。